

熱田神宮公園野球場ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

愛知県では、民間の資金を活用して熱田神宮公園野球場（以下「野球場」という。）の安定した運営を確立するとともに、より一層の施設利用者へのサービス向上を図るため、同施設にふさわしい愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、野球場に企業名等の愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、公園行政への経済的支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

2 対象施設

- (1) 名称 熱田神宮公園野球場
- (2) 所在地 名古屋市熱田区旗屋一丁目地内
- (3) 設置目的 県民の多様化するレクリエーション需要に対応することにより、県民の福祉の向上を図る。
- (4) 概要 詳細は別添のとおり
URL <http://www.atsutajingu-park.com/>
- (5) 指定管理者 岩間造園株式会社
指定管理期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 募集概要

- (1) ネーミングライツの対象
「熱田神宮公園野球場」の愛称
- (2) ネーミングライツ料
年額100万円以上（消費税及び地方消費税抜き）
- (3) 契約期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）
（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。）
- (4) 愛称の使用開始予定日
平成30年4月1日
- (5) 命名条件等
ア ネーミングライツパートナーは、施設の愛称として、企業名、商品名又はブランド名を付けることができます。

なお、愛称には、必ず「熱田」を使用してください。

例：○○○○熱田スタジアム 熱田○○野球場

イ 命名していただくのは愛称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

ウ 命名していただく名称を検討する際には、利用者の親しみやすさ、呼びやすさといった観点から、13文字（正式名称「熱田神宮公園野球場」の1.5倍）に「熱田」の2文字を加えた15文字程度を目安としてください。

エ 利用者の混乱を防止するため、決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

オ 愛知県広告掲載要綱第3条第1項に定める内容の名称は除きます。

愛知県広告掲載要綱

（広告掲載の対象）

第3条 部局長は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付の広告
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

カ 上記「ア」以外のメリットは以下のとおりですが、希望する事項があれば協議に応じます。

① 施設名称を標示している看板等*、印刷物、熱田神宮公園ウェブページ、パンフレット等へ愛称を掲出することができます。

* 既設の看板等への愛称の表示や、新たに野球場へ愛称を表示することについては次の条件のとおりです。

- ・ 施設の愛称を表示するにあたり、都市公園法(昭和31年法律第79号)、名古屋市屋外広告物条例(昭和31年名古屋市条例第36号)等に基づく規制や施設構造等により、表示可能な位置、面積、デザイン等が制限される場合があります。
- ・ 野球場における表示掲出場所、サイズ、デザイン等については、県及び名古屋市との協議により決定します。
- ・ 新たに野球場へ愛称を表示する場合、野球場の外壁等に表示可能な面積は30㎡以内となります。また、野球場の外壁等に表示板を掲出して愛称を表示する場合は、都市公園法第5条第1項の許可が必要となります。

② 熱田神宮公園管理事務所に設置したパンフレットラックを利用して、印刷物を頒布することができます。

なお、ネーミングライツパートナーは、施設の運営に関与することや施設を優先的に利用することはできません。また、指定管理者を選定する際に有利な扱いを受けるなど、選定に関与することはできません。

(6) 費用負担

ネーミングライツパートナー制度の導入に伴う費用の負担は、次のとおりです。

区 分	県	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示の変更(施設看板や道路案内標識)*1		○*2
契約終了後の上記表示に係る原状回復		○*2
パンフレット、封筒等の印刷物やウェブページの表示変更等	○	

○を付した者が費用負担する。

*1 敷地外の看板、道路案内標識については、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

*2 ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーに負担していただきます。

(7) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ. 愛知県から指名停止措置を受けているもの
- ウ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納しているもの

- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ. 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- カ. たばこに係るもの
- キ. ギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの
- ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- ケ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
- コ. 社会上の問題となっているものに係るもの
- サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- シ. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの
また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないことが条件となりますので、愛知県警察本部へ法人役員名簿の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア. ネーミングライツ取得提案書（別添様式 1）
- イ. 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書（別添様式 1-2）
- ウ. 誓約書（別添様式 2）
- エ. 法人役員名簿（別添様式 3）
- オ. 法人の概要を記載した書類（様式任意）
- カ. 法人の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- キ. 直近 3 事業年度分の決算諸表（損益計算書又は収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、監査報告書 等）
- ク. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- ケ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の直近年度の納税証明書
- コ. 印鑑証明書

(2) 提出部数

1 部

なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

平成29年10月12日（木）から平成29年12月8日（金）まで

(4) 提出先

ア. 持参の場合

愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ

(名古屋市中区三の丸3-1-2 県本庁舎5階南東)

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分
までです。

イ. 郵送の場合

〒460-8501 (住所記載不要) 愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ

※簡易書留郵便により、平成29年12月8日（金）必着で郵送してください。

(5) 質問事項の受付等

提案に当たり質問がある場合は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付方法

質問事項を記載した文書(様式は任意)を郵送、ファクシミリ又はメールで受け
付けます(その他の方法による質問は受け付けませんので、御注意願います。)

・ 郵送の場合

〒460-8501 (住所記載不要) 愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ

・ ファクシミリの場合 052-953-5329

・ メールの場合 : koen@pref.aichi.lg.jp

イ 回答方法

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、順次、県ホームページに掲
載しますので御覧ください。

* 県ホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/koen/>

(6) 提案に当たっての費用負担

提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア. 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ. 提案書の取扱い

提案書等は、返却しませんので御承知おきください。

また、情報公開請求があった場合には、愛知県情報公開条例に基づき提案書等を
公開することがあります。

ウ. 提案の辞退

提案書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。

エ. 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

5 選定方法等

次の選定基準をもとに、ネーミングライツパートナーの候補を選定します。

また、ネーミングライツパートナーの候補の選定に当たっては、県が別途設置する選定委員会に諮り、その意見を踏まえて県が選定します。

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

[選定基準]

項目	配点	視点等
応募価格等	40	・ 応募価格の多寡
提案された愛称	20	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
財務状況・法令遵守・社会貢献等	40	・ 経営の安定性 ・ 法令遵守への理解、取組 ・ 地域活動、社会貢献活動への理解、取組

6 契約の締結方法

選定されたネーミングライツパートナー候補者と最終的な協議を経て、県とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

7 契約解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが「3(7)」に規定する提案できない者に該当する、又は該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により県又は施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、県は契約を取り消し又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用（表示変更済みのパンフレット、封筒等の印刷物やウェブページに関する費用を含む。）は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、4月末日までに行うものとします。

* 一括払いとし、分割して支払うことはできません。

10 問い合わせ先

愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ

・住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

・電話 052-954-6525

・ファクシミリ 052-953-5329

・メール koen@pref.aichi.lg.jp